

二 所有権の移転の登記

1 相続又は一般承継による場合

(一) 通常の相続（共有の場合） 189

権 利 部 （甲区） （所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日相続 共有者 何市何町何番地 持分4分の2 甲 某 何市何町何番地 4分の1 乙 某 何市何町何番地 4分の1 丙 某

(二) 共有持分の相続 190

権 利 部 （甲区） （所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
何	甲某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日相続 共有者 何市何町何番地 持分6分の1 乙 某 何市何町何番地 6分の1 丙 某

(三) 数次の相続（家督相続を含む。）が一括して申請された場合の登記 191

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 昭和何年何月何日乙某家 督相続平成何年何月何日相続 共有者 何市何町何番地 持分3分の1 丙 某 何市何町何番地 3分の2 丁 某

(四) 共有持分についての数次の相続（遺産相続を含む。）が一括して申請された場合の登記 192

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
何	甲某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因 昭和何年何月何日乙某遺 産相続平成何年何月何日相続 共有者 何市何町何番地 持分4分の1 丙 某 何市何町何番地 4分の1 丁 某

(五) 胎児の相続 193

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日相続 共有者 何市何町何番地 持分2分の1 乙 某 何市何町何番地 2分の1 亡 甲 某 妻 乙 某 胎 児

(注) 胎児が生きて生まれた場合の登記名義人の氏名等の変更の登記は記録例番号 620 参照。

(六) 相続財産分離の場合 194

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	相続財産分離	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日相続財産分離 権利者 何市何町何番地 何 某

(七) 相続人不存在の場合

(1) 死亡時の住所と登記記録に登録されている住所とが同じとき 195

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日相続所有者 何市何町何番地 <u>甲 某</u>
付記1号	2番登記名義人氏名変更	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日相続人不存在 登記名義人 亡 甲 某 相続財産

(注) 2番登記名義人の氏名を抹消する記号(下線)を記録する。

(2) 死亡時の住所氏名と登記記録に登録されている住所氏名とが異なるとき
196

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日相続所有者 <u>何市何町何番地</u> <u>甲 某</u>
付記1号	2番登記名義人住所、氏名変更	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日氏名変更 平成何年何月何日住所移転 平成何年何月何日相続人不存在 登記名義人 何市何町何番地 亡 乙 某 相続財産

(3) 被相続人の死亡後に住居表示が実施されたとき 197

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日相続 所有者 何市何町何番地 甲 某
付記1号	2番登記名義人 住所、氏名変更	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日相続人 不存在 平成何年何月何日住居表示実 施 登記名義人 何市何町何丁目何 番何号 亡 甲 某 相 続 財 産

(八) 遺留分減殺の場合 198

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
何	所有権一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日遺留分 減殺 共有者 何市何町何番地 持分4分の1 甲 某 何市何町何番地 4分の1 乙 某

(九) 単有名義に登記した後相続放棄の申述受理の審判が取り消された場合
199

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
2 付記1号	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日相続 所有者 何市何町何番地 甲 某
	2番所有権更正	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日相続放棄 共有者 何市何町何番地 持分3分の1 甲 某 何市何町何番地 3分の1 乙 某 何市何町何番地 3分の1 丙 某

(十) 会社の合併による承継の場合 200

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日合併 所有者 何市何町何番地 何 株 式 会 社

(十一) 法人の権利義務の包括承継の場合 201 (例 宗教法人法(昭和26年法律第126号)附則第18項)

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日宗教法人法附則第18項の権利承継 所有者 何市何町何番地 何 神 社

2 遺贈（特定遺贈及び包括遺贈）又は贈与（死因贈与を含む。）による場合 202

権 利 部 （甲区） （所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日遺贈（又は贈与） 所有者 何市何町何番地 何 某

3 売買による場合

（一）通常の所有権の全部移転（単有の場合） 203

権 利 部 （甲区） （所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 何 某

（二）共有物不分割の定めがある場合 204

権 利 部 （甲区） （所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
何	所有権一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 特約 何年間共有物不分割 共有者 何市何町何番地 持分2分の1 何 某

（注）所有権一部移転の登記又は共有名義の登記に付記してする。

（三）有限責任事業組合契約による出資の場合 205

権 利 部 （甲区） （所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
何	所有権一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項の出資 特約 有限責任事業組合契約に基づく共有物不分割 共有者 何市何町何番地 持分2分の1 何 某

(四) 所有権の移転の登記とは別個に共有物不分割の定めをする場合
206

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
付記何号	何番所有権変更	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日特約 特約 何年間共有物不分割

(五) 権利の消滅に関する定めがある場合

(1) 失効の定め 207

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 何 某
付記1号	2番所有権移転 失効の定	余 白	買主何某が死亡した時は所有権 移転が失効する 平成何年何月何日付記

(2) 用途指定条項の定め 208

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 所有者 財 務 省
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 所有者 何 市
付記1号	3番所有権移転 解除の定	余 白	用途指定条項に違反したときは 売買契約を解除する 平成何年何月何日付記

(注) 国有財産法(昭和23年法律第73号)第29条、第30条及び法第59条第5号参照。

(六) 共有持分の全部移転 209

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分2分の1 甲 某 何市何町何番地 2分の1 乙 某
3	甲某持分全部移 転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分2分の1 丙 某

(注) 数個の持分取得の登記がある甲某の持分全部を丙某に移転した場合も、この記録例による。

(七) 共有持分の一部移転 210

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分2分の1 甲 某 何市何町何番地 2分の1 乙 某
3	乙某持分一部移 転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分4分の1 丙 某

(八) 共有持分の一部移転（数個の持分取得の登記がある場合） 211

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
何	甲某持分一部(順位5番で登記した持分)移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分10分の1 乙 某

(九) 共有者の各持分の一部移転 212

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分2分の1 甲 某 何市何町何番地 2分の1 乙 某
3	甲某持分4分の1、乙某持分4分の1移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分4分の2 丙 某

(十) 共有名義を単有名義とする移転 213

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分2分の1 甲 某 何市何町何番地 2分の1 乙 某
3	共有者全員持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 丙 某

(十一) 持分を目的とする第三者の権利の登記がある場合の共有名義を単有名義とする移転 214

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分2分の1 甲 某 何市何町何番地 2分の1 乙 某
3	甲某持分全部移 転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分2分の1 丙 某
4	乙某持分全部移 転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 持分2分の1 丙 某

権 利 部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	甲某持分抵当権 設定	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日金銭消 費貸借同日設定 債権額 金何万円 利息 年何% 損害金 年何% 債務者 何市何町何番地 何 某 抵当権者 何市何町何番地 何 某

(十二) 共有持分の一部が第三者の権利の目的となっている場合

(1) 持分を取得した特定の登記に係る持分の全部を移転するとき 215

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
3	丙某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分10分の2 乙 某
4	丁某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分10分の3 乙 某
5	乙某持分一部(順位3番で登記した持分)移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分10分の2 甲 某

(注) 順位3番で移転した持分又は順位4番で移転した持分を目的とする抵当権の設定登記等がある場合である。

(2) 持分を取得した特定の登記に係る持分の一部を移転するとき 216

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
3	丙某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分10分の2 乙 某
4	丁某持分全部移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分10分の3 乙 某
5	乙某持分一部(順位4番で登記した持分一部)移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分10分の1 甲 某

(注) 順位3番で移転した持分又は順位4番で移転した持分を目的とする抵当権の設定登記等がある場合である。